

市内に事業所を新設（設置後3年以内）した事業者の皆様、

新規職員の雇用にかかる経費（社会保険料等）を補助します。

※新規職員：浦添市に住民登録している方で、期限の定めのない常時雇用契約により採用され、かつ雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入していて雇用された日から1年以内の方のことをいう。

対象

新規店舗（賃借）において、浦添市民の新規従業員を雇用（正規雇用）した事業者

条件

- ① 補助期間は、雇用した日の翌月から6か月以内です。
- ② 補助金額は、1人あたり月額2万円、上限48万円以内です。
- ③ 補助金の申請は、事業所を新設するにつき 1回限りです。
- ④ 雇用者の親族(※)は補助金の対象外です。（※親族：雇用者の配偶者、2親等以内の血族又は姻族）

必要書類

- 浦添市産業振興補助金交付申請書(様式第1号)
- 市税の滞納のない証明書
- (法人の場合) 登記簿謄本の写し
- 新規職員の名簿
- 新規職員の住民票抄本
- 労働契約書又は労働条件通知書等、雇用を証明する書類の写し
- 保険関係成立届の写し
- 新規職員の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- 新規職員の健康保険及び厚生年金保険の受給資格証等の写し

補助金申請の流れ

